

令和2年度公民館等における受動喫煙防止対策実施状況調査結果について

新庄市健康課

1. 調査概要

- 調査期間 令和2年5月12日～5月25日
- 調査対象 区長(212地区)
- 回収数 172(回収率:81.1%)
うち有効回答166(A)
電話聞き取り19(B)
- 有効回答 185(A+B)

2. 調査結果と分析

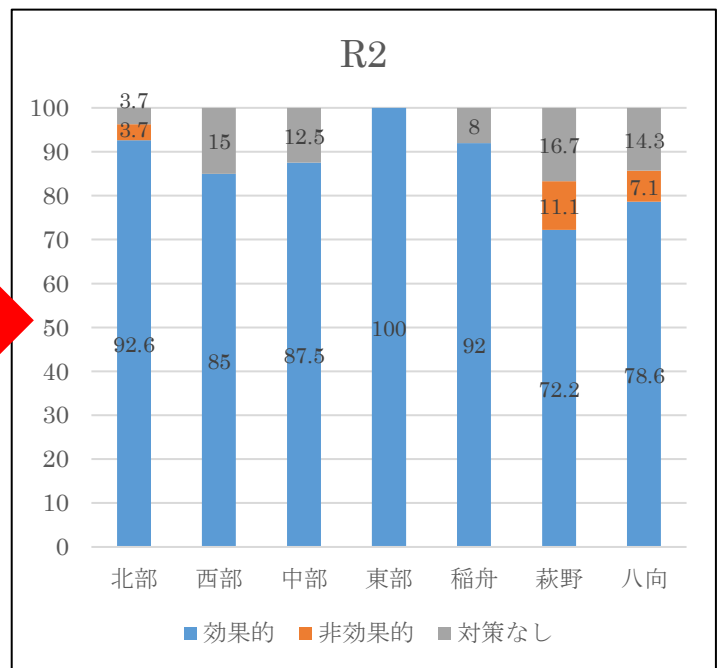
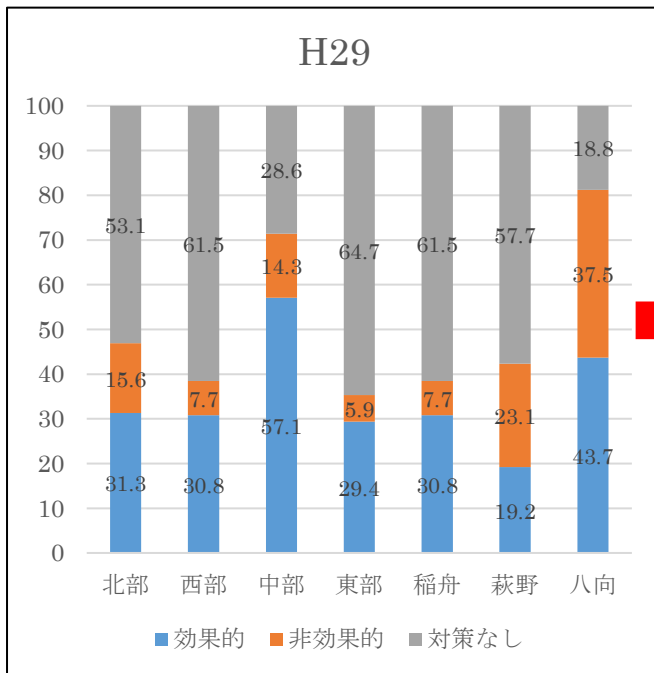
<集会場所>

公民館・集会所：75% 公共施設：13% 個人宅：3% その他：9%

<公民館・集会所での効果的な受動喫煙防止対策実施率>

令和2年度の公民館・集会所での効果的な受動喫煙防止対策実施率：86.8% ※平成29年度：34.6%

【地区別年度比較】※効果的：敷地内禁煙又は屋内禁煙 非効果的：その他の対策



平成29年度と比較すると、全ての地区において改善がみられました。市の平均実施率も平成29年度の34.6%から、令和2年度の86.8%と大幅に改善されているようです。

令和2年4月より改正健康増進法が全面施行され、公共性の高い地区の公民館は「原則屋内禁煙」と定められました。

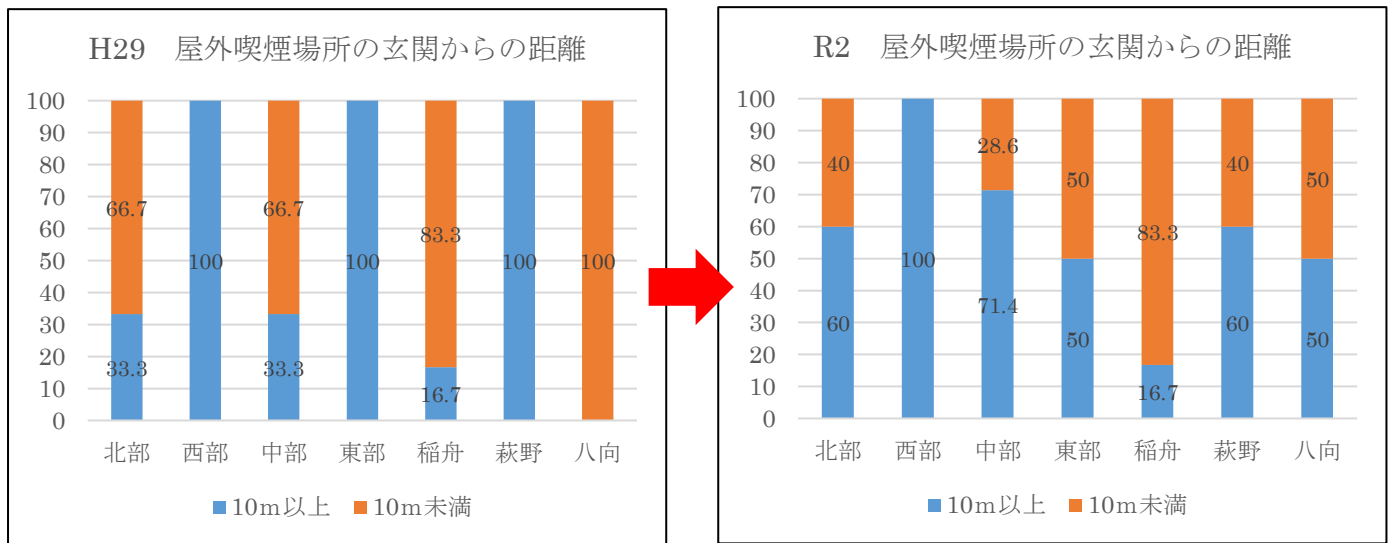
100%まであと一息。地区の公民館は、小さな子ども達から高齢者まで幅広い年齢の方が利用する身近な場所です。

望まない受動喫煙防止のため、今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

<屋外喫煙所の設置場所について>

令和2年度の屋外喫煙所の設置場所 玄関から10m以上：58.3% 玄関から10m未満：41.7%
 ※平成29年度 玄関から10m以上：54.8% 玄関から10m未満：45.2%

【地区別年度比較】



平成29年度と比較すると、玄関から10m以上の場所に喫煙場所を設置している割合が増えている地区と減っている地区がありました。

公民館・集会所内で屋内禁煙でも、屋外喫煙場所が玄関から近い場所にあると受動喫煙が起きる可能性があります。

玄関付近での受動喫煙防止のため、屋外喫煙所の設置場所を再度見直していただきますよう、お願いいたします。

3. 今後の方針

改正健康増進法全面施行（令和2年4月～）を受け、公共性の高い地域の公民館・集会所での敷地内禁煙・屋内禁煙100%を目指します。

<対策>

・非効果的受動喫煙防止対策実施地区や、受動喫煙防止対策未実施地区を中心に受動喫煙防止の普及啓発を行います。

・40代～50代の喫煙率が高いことから、20代～30代の子育て世代を中心に乳幼児健診や母子手帳交付時などの機会を通じて、禁煙支援や再喫煙防止の普及啓発を行います。

《参考資料》

| 【H30年度各年代別喫煙率】 | | | | | |
|----------------|------|------|-------|------|------|
| | (%) | | | (%) | |
| 新庄市国保 | 男 | 女 | 県国保 | 男 | 女 |
| 40-44 | 41.1 | 22.2 | 40-44 | 41.4 | 14.5 |
| 45-49 | 51.0 | 21.1 | 45-49 | 39.6 | 18.2 |
| 50-54 | 35.8 | 26.3 | 50-54 | 37.9 | 11.9 |
| 55-59 | 40.0 | 8.0 | 55-59 | 33.9 | 8.4 |
| 60-64 | 31.6 | 4.3 | 60-64 | 30.0 | 4.7 |
| 65-69 | 21.1 | 4.1 | 65-69 | 22.5 | 3.0 |
| 70-74 | 15.5 | 1.8 | 70-74 | 16.5 | 2.1 |
| 総計 | 25.6 | 6.6 | 総計 | 23.9 | 4.3 |